

平成 29 年 8 月 23 日

各 位

筑 後 信 用 金 庫

広川町との包括連携協定に基づく 「広川町限定 ちくしん住宅ローン」の取扱開始について

筑後信用金庫（理事長 農塚 勉）は、広川町における地方創生を推進するために、包括連携協定を締結しております（締結日平成 29 年 4 月 24 日）。今般、筑後信用金庫では、協定の一環として、広川町人口減少地域定住促進強化条例に指定された校区内に、住宅の新築・購入（中古住宅も含む）、リフォーム工事を行う方を対象とした『広川町限定 ちくしん住宅ローン』の取扱いを開始することと致しました。筑後信用金庫は、今後も包括連携協定に基づき、広川町の地方創生の取組みに協力して参ります。

記

1. 商品名

広川町限定 ちくしん住宅ローン

2. 取扱期間

平成 29 年 10 月 2 日(月)～平成 32 年 9 月 30 日(水)にご融資分

3. 商品概要（一部抜粋）

項 目	内 容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広川町人口減少地域定住促進強化条例に指定された校区内に、住宅の新築・購入（中古住宅も含む）、リフォーム工事を行う方 ■ 本人もしくは配偶者のいずれかが 45 歳以下の世帯 ■ 満 20 歳以上満 70 歳（65 歳）未満の方で、完済時年齢が 80 歳未満の方 ■ 当金庫の営業区域内に居住または勤務している方 ■ 安定した 100 万円以上の年数のある方 ■ 団体信用生命保険に加入できる方 ■ 保証会社の保証が得られる方
特別金利	<ul style="list-style-type: none"> ■ お借入時点のご融資金利から年 0.1%優遇します。ただし、「固定金利型 3 年」のみの適用としており、その他「変動金利型」等には適用されません。

4. その他

商品の詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。

※ お申込みに際しては筑後信用金庫所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

本件に関するお問い合わせ先
企業サポート部 中嶋 祐之 (0942-33-2106)